

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第82号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減 免 の 别 額	減額後の 額	根拠条例	減免対象行為	減 免 の 别 額	減額後の 額
略	略	略	略	略	略	略	略
3 道路 占用条例	(19) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために地中に <u>設ける</u> 電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。以下同じ。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占用	道路占用条例で定める額の <u>9分の1</u> の額		3 道路 占用条例	(19) 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、 <u>新たな占用許可を受けて地中に設けた</u> 電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。以下同じ。）又は <u>設ける</u> 電線類及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占用	道路占用条例で定める額の <u>6分の1</u> の額	
	(20) 電線類が上空に設置されていない道路において地中に <u>設ける</u> 電線類及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占用				(20) 昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、 <u>新たな占用許可を受けて地中に設けた</u> 電線類又は <u>設ける</u> 電線類及びこれらと一体不		

	略		略		可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）ための占用
略				略	略
				略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（以下「新規則」という。）別表3の項の規定（同項(19)及び(20)に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）第3条の規定に基づく占用料の減免であって、新規則別表3の項(19)又は(20)に該当する占用の行為（平成22年4月1日以降に行われる部分に限る。）に係るものについても適用する。

3 施行日前に行われた占用の行為（新規則別表3の項(19)又は(20)に該当するものに限る。）に係る占用料の減免の別及び減額後の額については、なお従前の例による。